

1 制度概要

目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な性に関する都民の理解を推進 ○ 性的マイノリティのパートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、暮らしやすい環境づくりにつなげる
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 根拠は人権尊重条例（令和4年第二回都議会定例会で一部改正） ○ 「双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者」に対し、受理証明書を交付 ○ 手続は、原則オンラインで完結
対象者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ パートナーシップ関係にあると宣誓したこと ○ 成年に達していること、配偶者・別のパートナーがいないこと、近親関係にないこと ○ いずれか一方が都内在住(3か月以内の転入予定を含む)、在勤又は在学 <p>※ 左記の要件を満たしていれば、国籍は問わない。</p>
受理証明書の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都事業における活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都営住宅など、都民向け事業での活用を検討 ○ 都内自治体との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相互活用等の連携に向け調整 ○ 民間での活用を働き掛け（各種サービス、従業員の福利厚生） ○ 都職員の福利厚生での活用も検討



2 制度の運用開始に向けた取組

◎ スケジュール（予定）

10/11	○ 宣誓・届出のオンライン受付開始
11/1	○ 制度運用開始 ➔ 受理証明書をオンライン交付

【制度運用開始以降の都の取組について】

- ・ 受理証明書の活用先の拡大や本制度に係る周知、多様な性に関する啓発等の推進を図る。
- ・ 都公式HP等において制度利用者数を公表する等、本制度に関する適切な情報発信を行う。

◎ 制度周知に係る取組

- HP・Twitter等を活用した情報発信
…人権部HPに専用ページを新設、都公式Twitterでのツイート 等
- 周知カードの作成・配布
- 人権啓発等イベントでのPR

受理証明書 →
(イメージ)

※ 右記はイメージであり、
実際とは異なります。



<周知カード>